

日時：2026/1/15 13:30～15:00
場所：只見町下庁舎中会議室
出席者：1 小沼委員、2 番渡部委員、3 番長谷部委員、4 番目黒委員、5 番渡部委員
7 番吉津委員、1 1 番飯塚会長（7名）
欠席者：6 番小島委員、8 番山内委員、9 番馬場委員、10 番齋藤委員（4名）
事務局：星事務局長、岩淵専門員（2名）
作成者：岩淵事務局員

事務局

定刻になりました、委員の皆様新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。本日の配布資料を確認し、1月定例総会を始めたいと思います。それでは会長を議長として進行方よろしくお願ひします。

議長

皆様あけましておめでとうございます。良い年でありますよう体調管理には十分気をつけてお過ごしください。私からの報告としては昨日の総会から本日までの農業委員会長として活動報告をいたします。12月24日に常設審議委員会に出席して来ました。県内で3,000㎡以上の転用は2件、1万㎡以上の転用は1件ありました。また、前段の理事会では新福島市長が新会員となりました。以上ご報告し、総会を始めたいと思います。

1 番小沼委員
2 番渡部委員

それではただ今より令和6年度只見町農業委員会1月定例総会を開会いたします。
本日の出席状況は委員総数11名中届出欠席が4名であり、半数以上出席ということで本会が成立したことを報告いたします。
次に、会議録署名人を2名指名いたします。
1 番小沼委員、2 番渡部委員を指名しますのでよろしくお願ひします。
(了承)

議長

それでは早速でございますが議案審議に入ります。
議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
これより事務局の説明を求めます。

事務局

議長。
はい。
それでは座って説明させていただきます。
まず議案書の3ページをご覧ください。
議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記のとおり提出され受理したので、申請どおり許可するものとする。
令和8年1月15日提出、只見町農業委員会長ということで、今回の案件は共にほ場整備事業関連の2件であり議案資料の3ページをご覧ください。

事務局

1 番譲受人株式会社A社と譲渡人所有者不明土地管理人弁護士のB氏との田1筆500㎡の所有権移転、2 番は譲受人農家C氏と譲渡人所有者不明土地管理人弁護士のB氏との畑1筆314㎡の所有権移転です。
2 件とも所有者不明土地管理制度を活用した県営農地整備事業推進による所有権移転であります。
位置図としては、資料の2ページと5ページをご覧ください。3ページと6ページは12月23日に担当農業委員及び推進委員の方と土地改良区から提供された事前調査写真です。4ページと7ページにその写真等を資料に協議した調査報告書がありますので、担当委員から内容の説明をお願いします。

1 番小沼委員

只今事務局より、説明があったとおり、2 番については年が明けて1月7日に推進委員の新国委員と持回りで事務局が写真と資料で説明を受けました。利用状況としましては、現在遊休農地ではありますが現在実施しているほ場整備で畑として整備されます。耕作者は地域計画でも位置づけしてあります株式会社D社へ農家Cが公社経由で賃貸借をする予定です。作物はソバを作付けるということになっておりますので問題なしと判断しました。また、取得後の常時従事状況は、農業法人であり、問題ありません。また関係者への影響については、特に問題ありません。以上許可相当であると判断しておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

1 番については、立ち合いました事務局から説明いたします。
12月23日に推進委員の鈴木委員と事務局で山内委員の案内で現地調査を行いました。利用状況としましては、既に面工事は進んでおり、本年度は、所有者不明農地の法的な手続きを行って株式会社C社が耕作しておりました。作物は水稲です。取得後の常時従事状況は、農業法人であり、問題ありません。また関係者への影響については、特に問題ありません。以上許可相当であると判断しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長

はい。
ただいま事務局や担当委員より説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

3 番長谷部委員

所有者不明農地管理人は、現在の所有者ということでよいのか。

事務局

添付いただいた登記事項証明書へも記載があり、問題ありません。

議長

他にありませんか

(全委員ありません。)

議長

無いようでございますので、議案第25号について、その申請についてを承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。議案第25号については、全会一致により原案通り承認されました。

議長

続いて議案第26号 農業委員会等に関する法律第38条による意見書(案)についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

はい 議長
議案第26号令和8年度本町農業施策に関する意見書(案)について農業委員会等に関する法律第38条に基づき、只見町に対し農地等の利用の最適化等を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の立案や予算編成に反映いただきたく、提出するものです。
内容としては、8項目になります。別紙資料をご覧ください。
1項目目は、「担い手への農地利用の集積・集約について」
現在実施されている、地域計画推進農業用機械購入支援事業の継続と今後の拡充をお願いするものです。
2項目目は、「集落総ぐるみの担い手支援について」
集落への農業に対する意識改革の働きかけや農業担い手農家との共同活動の構築と農地保全維持としての施策の検討をお願いするものです。
3項目目は、「新規就農者支援体制の拡充と人材の確保について」
新規就農者はもちろん50歳を超える就農希望者への助成条件緩和や施策の拡充と小規模農業者への積極的な支援をお願いするものです。
4項目目は、「遊休農地の発生防止・解消対策について」
県や専門機関の支援を仰ぎ、グランドカバープランツなどの農地保全に向けた取組の検討をお願いするものです。
5項目目は、「老朽化した農業用施設の修繕に対する支援について」
人手不足が慢性化しており、地域の財産として管理していく視点から非農家へも広く意識付け共同活動への参加を促すとともに農業用施設集落補助金補助金事業の継続をお願いするものです。
6項目目は、「鳥獣被害対策について」
農地の獣害被害の拡大による防止策としての電気柵等効果的な資材の導入や設置・撤去までの支援の拡充や効果的な情報提供などの支援強化をお願いするものです。
7項目目は、「公共転用の報告・確実な登記について」
公共の登記の未完了、特に地目の変更登記が完了されていない案件の解消をお願いするものです。
8項目目は、「農業委員会事務局体制の充実について」
事務局の人員体制の確保と増員をお願いするものです。 以上です

議長

はい。
ただいま事務局より説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

(全委員ありません。)

無いようでございますので、議案第26号について、町長に対し意見書を本日総会終了後に提出することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。議案第26号については、全会一致により原案通り承認されました。
本日の提出議案は以上です。続いて、協議報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局

はい、特に事前に用意した協議報告事項はありませんが、全国農業新聞の購読料の口座振替について、委員の皆様から意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(1) 購読数の現状

23件(うち委員以外は3件)

(2) 購読料の口座振替手数料

令和7年度から20件以上につき毎回5,500円の手数料をJA会津よつばに支払う(農業委員会へは通知が無かったことから令和7年度分は、免除となる)令和8年度からの手数料について

① 購読者から1件110円の手数料のほか新たに負担してもらう。(委員は、報酬から天引きする)

② 町に委員活動の情報源として手数料や購読代の補助をお願いする

③ 他市町村の方法を聞いて検討する
性質上①と②は考えられないと思う。

わかりました、③の他町村の様子を聞いて検討したいと思えますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上となります。

はい、ありがとうございました。

今ほど事務局より報告ありました件で、何かご意見ありませんか。

(全委員 ありません)

無いようなので、これで1月の定例総会を閉会いたします。

なお、会長と職務代理者につきましては、町長室にて意見書の提出を行いますので、よろしくお願いいたします。

只見町農業委員長 飯塚 春夫 様

この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和 8年 3月 16日

議事録署名人

小沼一弘

議事録署名人

渡部周一郎